

交通安全対策

交通事故重点対策事業

交通安全施設整備事業に関する緊急措置法(昭和41年法律第45号)に基づき、交通事故が多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を実施することにより、これらの道路における交通環境の改善を行い、交通事故の防止を図り、あわせて交通を円滑に資することを目的とした事業です。

未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全対策

幼稚園、保育所、認定こども園等の未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の安全を確保するため、幼稚園、保育所、認定こども園等のほか、その所管機関や道路管理者、警察等の連携・協力の下、緊急安全点検を実施し、その結果を踏まえ、交通安全施設等の整備着手可能な事業から順次対策に着手を進めています。

整備の実施状況

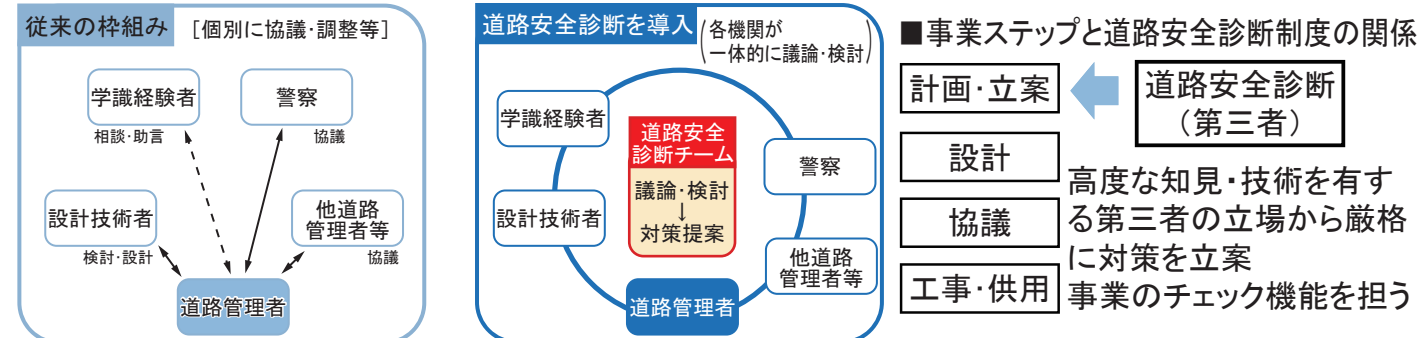


道路安全診断を実施しています

道路安全診断は、道路管理者と交通管理者が連携するとともに、道路・交通安全の専門家による現地診断を行い、関係機関が連携することにより、効果的な安全対策を提案することを目的としています。

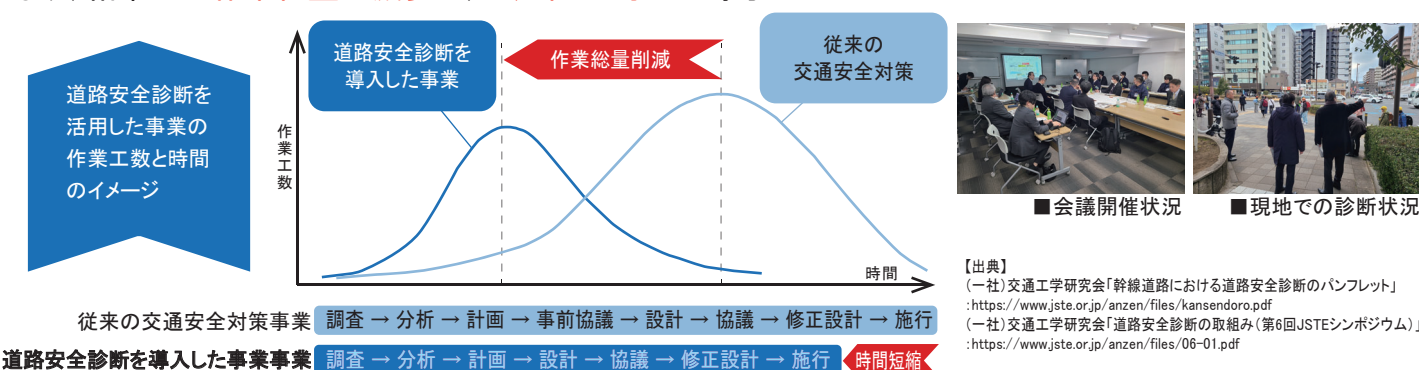
メリット①: 関係期間の認識共有及び合意形成の促進

道路安全診断の導入により、計画段階から道路管理者と各機関が一体的に議論・検討することが可能に



メリット②: 事故対策の時間短縮・作業総量削減による“生産性の向上”

道路安全診断による取り組みが、フロントローディングとなることで、施工に向けた関係機関協議が円滑となり、結果的に作業総量が減少し、生産性の向上に寄与



戸部地区歩道整備

自転車と歩行者の通行空間を分けることで、歩行者と自転車の接触による事故が低減し歩行者の安全性向上が期待されます。

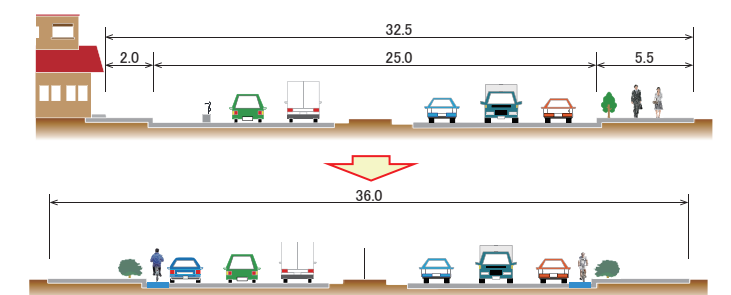
国道1号戸部地区は、近傍に西前小学校が立地しており、通学路に指定されています。沿道民家等により歩道が蛇行しており、部分的に狭隘な箇所では視認性も悪く、自転車と歩行者が錯綜する等、危険な状況となっています。

このため、横浜市西区中央一丁目から浜松町までの延長約0.6kmの区間において、車道拡幅に合わせ歩道と自転車通行帯を整備するものです。

■事業位置図



■横断面



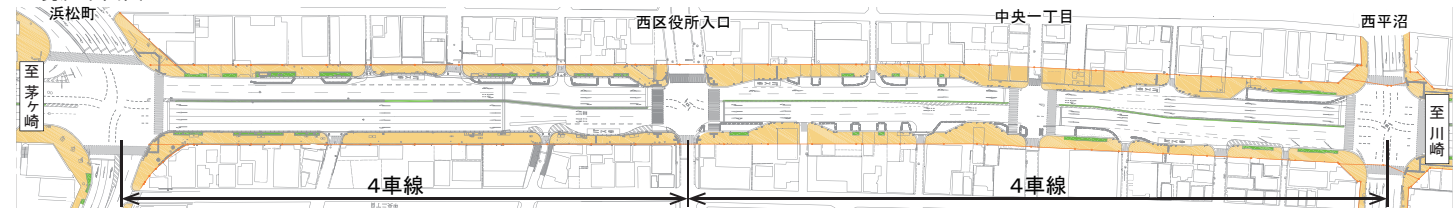
令和8年度の事業

調査設計及び工事を推進します。

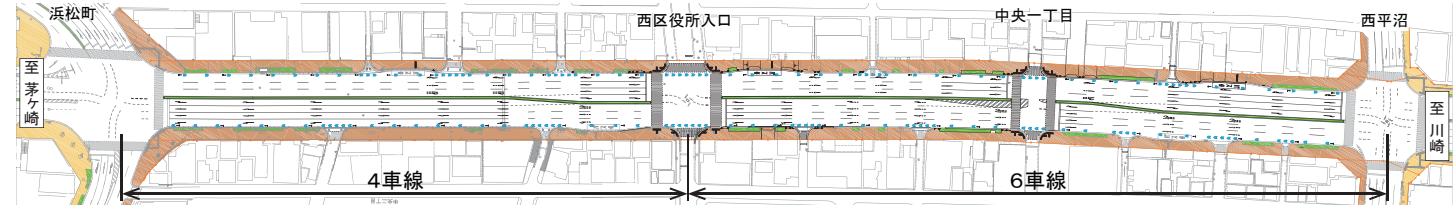
■計画の概要

所在地	横浜市西区戸部本町～横浜市西区浜松町
事業量	延長0.6km
規格	第4種第1級
設計速度	60km/h
車線数	6車線

■現況平面図



■計画平面図



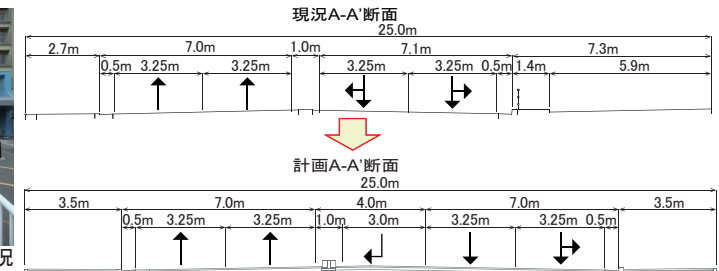
屏風ヶ浦交差点改良事業

国道16号と横浜市道環状2号線が接続する交差点において、上り線側に拡幅して右折レーンを設置する交差点改良工事を実施します。

本事業は交差点改良と電線共同溝を一体として整備します。

令和8年度の事業

調査設計及び工事を実施します。



■計画平面図

